第百三十四条の二第四項第一号中「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、同項第二号中「民事再生法の規定による」を削り、同条を第百三十五条とする。

第百三十六条及び第百三十七条を次のように改める。

第百三十六条及び第百三十七条　削除

第二編第五章を同編第四章とする。

第百三十八条第九号中「生命保険契約、損害保険契約」を「保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社又は同条第四項に規定する損害保険会社の締結する保険契約」に改める。

第百四十二条中「益金不算入」の下に「、第二十五条の二（受贈益の益金不算入）、第三十七条第二項（寄附金の損金不算入）」を加え、「及び第六十条の二」を「、第五十七条第二項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条第二項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）、第六十条の二」に、「並びに」を「及び第六十一条の二第十六項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）並びに」に、「分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益」を「完全支配関係がある法人の間の取引の損益」に改める。

第百四十三条第二項中「各事業年度」を「普通法人のうち各事業年度」に改め、「（保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるものを除く。）」を削り、同条第五項を次のように改める。

5　外国法人である普通法人のうち各事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当するものについては、第二項の規定は、適用しない。

一　保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるもの

二　次に掲げる法人との間に当該法人による完全支配関係がある外国法人

イ　資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人

ロ　保険業法に規定する相互会社（前号に掲げる法人を含む。）

ハ　第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（次号において「受託法人」という。）

三　受託法人

第百四十五条第一項中「還付等」の下に「（第七十四条第二項（確定申告）を除く。）」を加え、同条第二項の表第七十二条第三項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の項中「第四十六条」を「第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）、第四十六条」に改め、同表第七十四条第一項（確定申告）の項を次のように改める。

第七十四条第一項（確定申告）	二月以内	二月以内（第百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する法人が納税管理人の届出をしないでこれらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなる場合又は同条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が人的役務提供事業で国内において行うものを廃止する場合には、当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその該当しないこととなる日又はその廃止の日とのうちいずれか早い日まで）
第六十八条及び第六十九条（所得税額等の控除）	前節	次編第二章第二節
第百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する第六十八条（所得税額の控除）		

第百四十六条第一項中「前編第四章」を「前編第三章」に改める。

第百五十一条第一項中「第三十七号」を「第三十四号」に改める。

第百五十九条第一項中「、第八十九条第二号」を「若しくは第八十九条第二号」に改め、「若しくは第百四条第一項第二号（清算確定申告に係る法人税額）に規定する法人税の額（第百条第一項（所得税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同項の規定を適用しないでした法人税の額）」を削り、「第百六十四条第一項」を「第百六十三条第一項」に、「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五百万円」を「千万円」に改める。

第百六十条中「、第八十九条」を「又は第八十九条」に改め、「又は第百四条第一項（清算確定申告）」を削り、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第百六十一条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第百六十二条中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「、第八十八条」を「又は第八十八条」に改め、「、第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）又は第百三条第一項（残余財産の一部分配等に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）」を削る。

第百六十三条を削る。

第百六十四条第一項中「第百六十二条（偽りの記載をした中間申告書を提出する等の罪）」を「前条」に改め、同条を第百六十三条とする。

（相続税法の一部改正）

第三条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十二条」を「第七十一条」に改める。

第三条第一項第一号中「生命保険契約（これに類する共済に係る契約で政令で定めるものを含む）を「生命保険契約（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社と締結した保険契約（これに類する共済に係る契約を含む。以下同じ。）その他の政令で定める契約をいう」に、「損害保険契約（これに類する共済に係る契約で政令で定めるものを含む）を「損害保険契約（同条第四項に規定する損害保険会社と締結した保険契約その他の政令で定める契約をいう」に改める。

第十九条の四第一項中「七十歳」を「八十五歳」に改める。

第二十四条第一項を次のように改める。

定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、次の各号に掲げる定期金又は一時金の区分に応じ、当該各号に定める金額による。

一　有期定期金　次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

イ　当該契約に関する権利を取得した時において当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額

ロ　定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該契約に関する権利を取得した時において当該一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき当該一時金の金額

ハ　当該契約に関する権利を取得した時における当該契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に応じ、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額に、当該契約に係る予定利率による複利年金現価率（複利の計算で年金現価を算出するための割合として財務省令で定めるものをいう。第三号ハにおいて同じ。）を乗じて得た金額